

第八十一回 帝國議會
衆議院

臨時利得稅法中改正法律案外十一件委員會議錄(速記)第八回

昭和十八年二月十二日(金曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 松村 光三君

理事川崎巳之太郎君 理事小泉 純也君

理事河野 密君

有馬 英治君

小野 義一君

川崎末五郎君

木村 正義君

小林 絹治君

田中勝之助君

中村三之丞君

橋本 祐幸君

古河和一郎君

松永 壽雄君

正木 清君

山中 義貞君

小高長三郎君

三善 信房君

渡邊善一郎君

前田 善治君

同月九日委員原口純允君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ小高長三郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主税局長 松隈 秀雄君

大藏書記官 池田 勇人君

大藏書記官 平田敬一郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)

臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)

臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)

酒稅法中改正法律案(政府提出)

砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)

物品稅法中改正法律案(政府提出)

清涼飲料稅法中改正法律案(政府提出)

取引所稅法中改正法律案(政府提出)

酒稅法中改正法律案(政府提出)

砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)

物品稅法中改正法律案(政府提出)

遊興飲食稅法中改正法律案(政府提出)

第六類第一號 臨時利得稅法中改正法律案外十一件委員會議錄(速記)第八回

入場稅法中改正法律案(政府提出)

特別行爲稅法案(政府提出)

輸出スル物品ニ對スル内國稅免除又ハ交
付金交付ノ停止等ニ關スル法律案(政府
提出)

○松村委員長 是ヨリ開會致シマス
○小泉(純)委員 各法律案トモ命令事項ガ
非常ニ多イノデアリマスガ、元來命令事項
ハ政府ト委員ノ間ニ一々問答致シマシテ之
ヲ明カニシテ置クノガ建設アリマスガ、
政府ハ印刷物ヲ以テ命令事項ヲ委員ニ配付
セラレテ居リマスノデ、一々問答スルコト
ヲ省略致シマシテ、政府ヨリ配付セラレタ
命令事項ヲ全部了承シ、後日ノ證査トシテ
之ヲ全文速記錄ニ止メ置カレルヤウ委員長
ヨリ御取計ラヒヲ願ヒマス

○賀屋國務大臣 徵稅事務ノ刷新ニ付キ
シテハ御意見モ度々承ツテ居リマス、私共
モ是非必要ナリト考ヘテ居リマス、精神的
ニ、又現在ノ機構陣容ヲ以テ努力致シ種々
刷新スペキコトハ萬全ヲ盡シタイト考ヘテ
居リマス、尙ホ豫算ノ關係、定員ノ關係其
ノ他ニ付キマシテハ、現狀思フニ委セヌ
記錄ニ一切之ヲ記載スルヤウニ願ヒマス

○松村委員長 只今小泉君ノ提議ノ通り速
取引所稅法中改正法律案(政府提出)

○松村委員長 徵稅事務ノ刷新ニ付キ
シテハ御意見モ度々承ツテ居リマス、私共
モ是非必要ナリト考ヘテ居リマス、精神的
ニ、又現在ノ機構陣容ヲ以テ努力致シ種々
刷新スペキコトハ萬全ヲ盡シタイト考ヘテ
居リマス、尙ホ豫算ノ關係、定員ノ關係其
ノ他ニ付キマシテハ、現狀思フニ委セヌ
记录ニ一切之ヲ記載スルヤウニ願ヒマス

此ノ際委員長カラ政府ニ要望シタイ一二ノ
ノ他ニ付キマシテハ、現狀思フニ委セヌ

テモ亦今後出來ルダケノ努力ヲ致シタイト
存ジテ居リマス、根本へ前ニモ申上ゲマシ
タヤウニ、租稅行政ヲ適實ニ致シマシテ、
而モ權利義務の観念ヲ超越シテ、本來ノ
我ガ國民精神ニ基ク御奉公ノ精神、ソレヲ
納稅、徵稅兩面カラ眞ニ之ヲ諒解體得シテ、
其ノ實ガ舉ルヤウニ努メタイト存ジマス
○松村委員長 モウ一點駒井委員カラ質疑
ガ保留サレテアリマスルノデ、委員長ニ於
テ代ツテ之ヲ政府ニ尋ねタイト思ヒマス、
ソレハ徵稅事務刷新ノ爲ニハ、此ノ際稅務
代理士法ニ基ク稅務代理士ト計理士トノ分
野大イニアアルト同時ニ、計理士法ヲ改正シ
テ、現在非常ニ多數ナル計理士ノ改善ヲ策
シ、之ニ依ツテ稅務代理士ヲ活用スル必要
フガ如何ト云フ質疑ガ保留サレテアリマス、
即チ計理士法ヲ改正シテ計理士ヲ活用スル
コトニ關スル政府ノ所見ヲ質シタイト思ヒ
マス

議會ニ其ノ提出ノナカツタコトハ甚ダ遺憾ト思ヒマスカラシテ、速カナル機會ニ於テ計理士法改正案ヲ提出セラレンコトヲ特ニ要望致シテ置キマス
是ヲ以テ質疑ヲ終リマシタ、直チニ討論ニ入りリタイト思ヒマス——小泉君
○小泉(純)委員 臨時利得稅法中改正法律案外十一件トモ委員ノ中二十數氏ガゾレバ、各案ニ對スル質問ヲ致シ、政府ニ於カレマシテモ懇切丁寧ナル御答辯ガ與ヘラレマシテ、其ノ内容ガ明カニナツタノデアリマス、決戰態勢下極メテ必要ナル改正法律案ト致シマシテ、臨時利得稅法中改正法律案外十一件トモ原案ノ通り賛成致シマス
○松村委員長 只今小泉君ノ御提議ニ賛成ノ諸君ハ御起立ヲ御願ヒ致シマス
(總員起立)
○松村委員長 起立總員、仍テ各案トモ原案ノ通り可決致シマシタ(拍手)長伊間非常ニ御苦勞ヲ御願ヒ致シマシタ、委員長カラ謹シテ御禮ヲ申上ゲマス、本委員會ハ是ヲ以テ終了致シマス、本日ハ是ヲ以テ散會致シマス
午前十時四十分散會

四、過與飲食稅法中改正法律案關係命令案要綱
五、入場稅法中改正法律案關係命令案要綱
六、特別行爲稅法案關係命令案要綱
七、外國ニ輸出スル物品ニ對スル内國稅免除又ハ交付金交付ノ停止等ニ關スル法律案關係命令案要綱
八、臨時租稅措置法中改正法律案關係命令案要綱
酒稅法中改正法律案關係命令案要綱
一、法案第九條第二項關係
稀釋スペキアルコールヲ定メ所轄稅務署ニ申請ヲ爲サシムルコト
二、法案第二十七條ノ二關係
公定價格ニ於ケル小賣業者販賣價格（本算ニ依ル酒類庫出稅加算相當額ヲ含マザルモノ）ヲ指定スルコト
三、法案第二十七條ノ三第一項關係
所轄稅務署ニ於テ酒類ノ種類、級別、數量、包裝、移入場所其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ移出セシムルコト
四、法案第二十七條ノ三第二項關係
用途變更ノ事由、方法及數量等ヲ記載シタル書面ニ依リ所轄稅務署ニ申請ヲ爲サシムルコト
五、法案第二十七條ノ四關係
政府拂下アルコール等ヲ原料トシテ製造シタル酒類ニ付テハ酒類製造者ノ申請ニ依リ酒類造石稅又ハ酒類庫出稅ヲ輕減又ハ免除スルコト
六、法案第三十八條第二項關係
戻入又ハ移入ニ係ル酒類ニ付當該事實ヲ證スル書類ヲ呈示シテ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケシムルコト

八 法案第五十二條關係
(一)酒稅保全上必要アルトキハ大藏大臣ハ酒類製造業者等ニ對シ製造ニ關シ品質、數量、時期其ノ他ノ事項ニ付必要ナル命令ヲ爲シ得ルコト
(二)酒稅保全上必要アルトキハ大藏大臣ハ酒類ノ製造者又ハ販賣業者等ニ對シ貯藏、譲渡、譲受及移動ニ關シ種類、品質、容器、數量、時期、相手方、場所其ノ他ノ事項ニ付必要ナル命令ヲ爲シ得ルコト
(三)酒稅保全上必要アルトキハ大藏大臣ハ酒類ノ製造者又ハ販賣業者等ニ對シ設備及價格ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ得ルコト
九 法案第五十九條ノ二關係
(一)大藏大臣ハ酒販組合中央會及全國酒販組合聯合會ニ、稅務署長ハ酒販組合ニ對シ酒稅法第五十九條ノ二第一項ノ命令ヲ爲スコト
(二)前項ニ掲タル團體ニ對スル交付金ハ大藏大臣ノ定ムル額ニ依ルコト
十 法案第六十八條第一項關係
政府ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料トシテ移入スルアルコールヲ指定スルコト
十一 法案第四條ノ三及第十條ノ十一第一項關係
登記事項及登記手續等ヲ規定スルコト
二 法案第六條關係

全國ヲ區域トスル酒造組合ヲ指定スルコト

三 法案第六條ノ四關係

道府縣ヲ區域トスル清酒等製造者ノ酒造組合ヲ指定スルコト

四 法案第六號ノ九關係

(一)道府縣内ノ地域ヲ區域トスル清酒等製造者ノ酒造組合ヲ指定スルコト

(二)道府縣内ノ地域ヲ區域トスル清酒等製造者ノ酒造組合ヲ指定スルコト

(三)道府縣内ノ地域ヲ區域トスル清酒等製造者ノ酒造組合ヲ指定スル各酒造組合ノ組合員ヲ指定スルコト

五 法案第十條ノ二關係

(一)全國酒類販賣會社及道府縣酒類販賣會社ヲ除外スルコト

(二)一般用酒ノ販賣業者ハ原則トシテ設置シ得ルモノトスルコト

六 法案第十條ノ四關係

道府縣酒類販賣會社等ヲ指定スルコト

七 法案第十條ノ六關係

全國酒類販賣會社ヲ指定スルコト

八 法案第十一條ノ二關係

試験ノ爲酒類ヲ製造スル者又ハ極メテ短期間酒類ヲ製造シ若ハ販賣スル者等ヲ指定スルコト

九 法案附則第三項關係

勅令ヲ以テ定ムル登記ノ期限迄ハ登記ナクシテ從前ノ通リ第三者ニ對抗シ得ルモノトスルコト

砂糖消費稅法中改正法律案關係命令案要綱

一 法案第二條關係

家庭ニ準ズルモノヲ含ム)用以外ノ砂糖、糖蜜、糖水ニハ砂糖消費稅法

第二條ノ規定ニ依リ特別消費稅ヲ課スルコト但シ左ノ各號ノ一二該當スルモ

ノニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

(一)砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造ノ用ニ供スルモノ

(二)砂糖消費稅法第十一條第一項第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ消費稅ヲ免除セラレタルモノ

(三)砂糖消費稅法第十一條ノ二ノ規定ニ依リ消費稅ヲ課セザル糖蜜

(四)軍用ニ供スル爲陸海軍ノ購入スルモノ

(一)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(二)一般用酒ノ税務署管内ヲ一區域トシ酒販組合ヲ設置シ得ルモノトスルコト

(三)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(四)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(五)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(六)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(七)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(八)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(九)砂糖消費稅法第七條ノ四第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スルコト

(一)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ同法第七條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(二)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(三)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(四)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(五)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(一)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(二)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

(三)砂糖消費稅法第十七條ノ四ノ規定ニ依リ稅務署長ハ法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿類ノ作成又ハ保存ニ付

前項ノ團體ニ對シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコト

(一)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコト

遊興飲食稅法中改正法律案關係命令案要綱

一 法案第一條第三項關係

法第一條第三項ノ規定ニ依リ料理店ト看做サルル場所ヘ藝妓置屋若ハ之ニ類スル場所又ハ仕出屋其ノ他飲食物ヲ調理シテ販賣スルコトヲ業ト爲ス場所トスルコト

(一)定期ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ其ノ契約期間内ニ於ケル催物又ハ設備ノ通常ノ交替又ハ利用回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(二)貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ其ノ契約期間内ニ於ケル座席ノ通常定員ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(三)貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ其ノ契約期間内ニ於ケル座席ノ通常定員ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(一)法第十九條ノ規定ニ依リ稅務署長ハ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ノ組織スル團體ニ對シ徵稅上必要ナル施設ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スペキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

(二)前號ノ團體ニ對シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコト

(三)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコト

(一)特別行爲稅法案關係命令案要綱

反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコト

(二)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ヲ交付スルコト

(三)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ヲ交付スルコト

(四)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ヲ交付スルコト

(五)前號ノ團體同號第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ヲ交付スルコト

(一)特別行爲稅法案關係命令案要綱

ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算スルコト

(一)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算スルコト

(一)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

遊興飲食稅法中改正法律案關係命令案要綱

一 法案第三條第三項關係

入場稅法中改正法律案關係命令案要綱

回數、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲スルコトヲ得ルコト

(一)蒲團(蒲團側ヲ含ム)、蒲團カバー、座

蒲團(座蒲團側ヲ含ム)、クッション(クッショントイ側ヲ含ム)等ノ仕立ニハ法案第一條第四號ノ規定ニ依リ特別行爲稅ヲ課

ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算スルコト

(一)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(二)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(三)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(四)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(五)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(一)特別行爲稅法案關係命令案要綱

ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算スルコト

(一)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(二)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(三)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

(四)回數ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ契約金額ヲ入場シ得ル最少回數ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

第六類第一號 臨時利得稅法中改正法律案外十一件委員會議錄 第八回 昭和十八年二月十二日

ハ利益ニ算入スルコト

二

法案第一條ノ十八關係

命令ヲ以テ定ムモノハ左ノ通トスルコト

コト

(一)道府縣、其ノ他ノ公共團體、產業設備營團、國民更生金庫等

(二)事業ノ統制ノ必要上設立セラレタ
ル又ハ設立セラル法人

(三)臨時租稅措置法施行規則別表ニ掲
タル時局產業ヲ營ム法人等

三 法案第一條ノ二十二關係

臨時利得稅ノ輕減ヲ受ケントスル者ハ

昭和十八年分ニ付テハ昭和十八年四月二十日迄

ニ、昭和十九年以降ノ分ニ付テハ臨

時利得稅法第十六條ノ申告ト同時ニ其ノ旨

ノ旨所轄稅務署ニ申請スベキモノトス

ルコト

四 法案第一條ノ二十三關係

輕減又ハ免除ノ適用ヲ受ケントスル者

ハ昭和十八年分ニ付テハ四月二十日迄

ニ、昭和十九年以降ノ分ニ付テハ所得

稅法第三十四條ノ申告ト同時ニ其ノ旨

所轄稅務署ニ申請スベキモノトスルコ

五 法案第一條ノ二十四關係

株式ノ讓渡代金ヲ以テ國債其ノ他主務

官廳ノ認可シタル有價證券ヲ二月以内

ニ取得シタルモノニ限ルコトトスルコト

六 法案第一條ノ二十五關係

(一)主務官廳ノ指導等ニ依リ主務官廳

ノ定ムル其ノ年ノ伐採豫定數量ヲ超
エテ伐採シタルニ因ル所得ニ限ルコ

トトスルコト

(二)輕減ノ申請ハ所得稅法第三十四條

ノ申告ト同時ニ所轄稅務署ニ之ヲ爲

スペキモノトスルコト

七

法案第一條ノ二十六關係

營業ノ所得ト其ノ他ノ所得ヲ有スル場

合ニ於ケル輕減稅額ハ營業所得ト其ノ
他ノ所得ニ按分シ之ヲ計算スルコト

八

法案第一條ノ二十七關係

輕減ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十
一日迄ニ所轄稅務署ニ申請スペキモノ

トスルコト

九 法案第一條ノ二十八關係

(一)設備等ヲ讓渡シタル法人ニシテ解

散ヲ爲サザルコトニ因リ租稅負擔が

過重トナルベキモノニ限り其ノ申請

ニ依リ課稅ノ輕減ヲ爲スコト

(二)讓渡先ハ法案第一條ノ十八關係ノ
命令ニ規定スル者トスルコト

昭和十八年二月十六日印刷

昭和十八年二月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局